

男女共同 参画推進本部 ニュース

No.24 2007.8.15



「男女共同参画社会づくり功労者表彰」、「女性のチャレンジ賞・支援賞・特別部門賞」受賞者と塩崎内閣官房長官、高市内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）[前列]

Contents

- P.1** ● 「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を開催
● 男女共同参画社会づくり功労者表彰(内閣官房長官表彰)及び女性のチャレンジ賞・支援賞・特別部門賞表彰(男女共同参画担当大臣表彰)
- P.2** ● 平成19年版男女共同参画白書について
● 「配偶者暴力防止法」の一部改正法の成立について
- P.3** ● 「『ワーク・ライフ・バランス』推進の基本的方向」報告を公表
● APEC (アジア太平洋経済協力) 女性関連会議「第12回女性指導者ネットワーク (WLN) 会合」の開催
● 男女共同参画局パンフレット「男女共同参画社会の実現を目指して」改訂版の作成
- P.3** ● 法テラス・パンフレット『関係機関との連携に向けて』のご案内
- P.4** ● 平成19年度「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」の実施
● 「配偶者からの暴力等に関する相談員研修」の実施について
● INFORMATION
● みやぎパートナーズデー「全国男女共同参画フォーラム2007 inみやぎ」
● 平成19年度女子高校生夏の学校～科学・技術者のたまごたちへ～の開催について

国内本部機構の活動状況

「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を開催

6月29日、「男女共同参画週間」の中央行事として、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を日比谷公会堂において開催しました。会議のテーマは「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のために」であり、1000名以上の方が来場しました。

冒頭、安倍内閣総理大臣からは「家庭生活と仕事の調和の実現は男性にとっても女性にとっても不可欠な課題であり、ワーク・ライフ・バランスの推進に政府全体として取り組んでいく」とのあいさつがあり、続いて高市内閣府特命担当大臣からは「少子高齢化による人口減少時代のなか、ワーク・ライフ・バランスの実現や女性がチャレンジできる基盤づくりが重要であり、これらを支援する施策に取り組んでいく」とのあいさつがありました。

シカゴ大学山口一男教授が基調講演を行い、様々なデータを分析した研究成果を踏まえて「ワーク・ライフ・バランスは妻の夫婦関係満足度に大きく影響する」や「ワーク・ライフ・バランスには男性の

働き方の見直しが必要」といった趣旨を述べられました。その後のパネルディスカッションでは、日本女子大学大沢真知子教授は「多様性を認める社会へのパラダイムシフトが重要」、経済評論家勝間和代氏は「ワーキングマザーを保護するだけでなく、女性の活躍できる環境整備が大切」、(株)カミテ上手康弘代表取締役社長は「会社が生き残る選択肢としてワーク・ライフ・バランスを進めることが何よりも重要」、TOTO(株)木瀬照雄代表取締役社長は「会社がワーク・ライフ・バランスを進めるためには、トップマネジメントが重要」と発言されるなど、活発な意見交換が行われました。



男女共同参画社会づくり功労者表彰(内閣官房長官表彰)及び女性のチャレンジ賞・支援賞・特別部門賞表彰(男女共同参画担当大臣表彰)

男女共同参画社会づくり功労者表彰及び女性の

チャレンジ賞・支援賞・特別部門賞表彰式が6月25日に総理大臣官邸において執り行われました。功労者表彰は、多年にわたり男女共同参画社会づくりに顕著な功績のあった個人を内閣官房長官が顕彰するもので（平成9年度より実施）、今年度は10名の方が表彰されました。また、女性のチャレンジ賞等の表彰は、起業、NPO法人での活動、地域活動等にチャレンジすることで輝いている女性個人・女性団体・グループ等を顕彰し、チャレンジの身近なモデルを示すもので（平成16年度より実施）、今年度は、女性のチャレンジ賞4件、支援賞1件、特別部門賞3件が表彰されました。今年の特別部門賞のテーマは「地域の魅力の発信」で、地域の人々を巻き込みながら地域の魅力を引き出して、日本の内外に広く発信し活躍している女性を対象としました。受賞者については、男女共同参画局のホームページをご覧ください。

表彰式の後、塩崎内閣官房長官と高市内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）は、各受賞者及び男女共同参画に関して深い見識を有する各界の有識者を招いて、総理大臣官邸において懇談会を開催しました。懇談会には、男女共同参画推進本部長である安倍内閣総理大臣を始め、男女共同参画会議議員、男女共同参画推進連携会議議員、国会議員、各界有識者等約200名が出席し、塩崎内閣官房長官及び高市大臣のあいさつの後、各受賞者が紹介されました。

また、安倍内閣総理大臣からあいさつがあり、男女共同参画に関して親しく懇談が行われました。



平成19年版男女共同参画白書について

6月19日、政府は「平成19年版男女共同参画白書」を国会に提出し、公表しました。

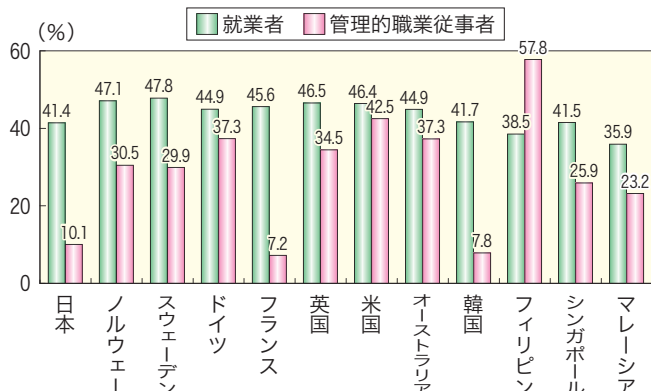
今年の白書では、特集として、「国際比較でみた男女共同参画の状況」を取り上げ、政治・行政、働く場、生活の3つの側面から男女の参画状況や仕事と生活の調和のための取組、女性登用のための取組について日本と諸外国を比較・分析しています。

以下にその概要をご紹介します。

女性の国会議員の割合について、1970年から2006年までの変化をみると、すべての国において増加がみられますが、その増加の時期や増加のスピードに差がみられます。

また、労働分野については、日本の管理的職業従事者に占める女性の割合は欧米諸国のみならず、フィリピン、シンガポール等アジア諸国に比べても低くなっています（第1図）。

第1図 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合



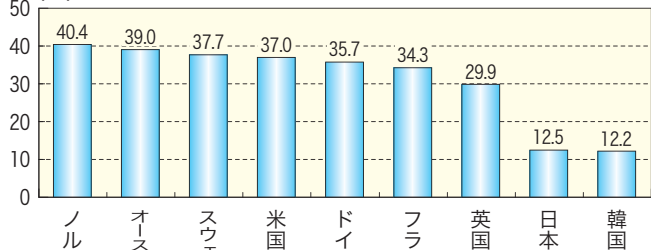
- (備考) 1. ILO「LABORSTA」より作成。
 2. マレーシアは2003年、フランスは2004年、その他の国は2005年のデータ。
 3. 管理的職業従事者の定義は各国によって異なる。

生活における男女共同参画の状況について、男女計の家事・育児時間に占める男性の割合をみると、日本は12.5%と、韓国と並び目立って低くなっています（第2図）。男性の家事・育児参加が進まない理由としては、日本人男性の実労働時間が西欧諸国と比較して長くなっていること等が考えられます。

諸外国では様々なワーク・ライフ・バランス施策や、ポジティブ・アクションの取組が行われています。日本においても、男女が様々な活動について、バランスよく参画できるような環境を整備することにより、男女ともに自らが希望する生き方を選択し、活躍できる社会を構築することが必要です。

白書の全文は、男女共同参画局ホームページ (http://www.gender.go.jp/whitepaper_entire-index.html) に掲載しています。

第2図 男女計の家事・育児時間に占める男性の割合 (%)



- (備考) 1. OECD「Employment Outlook 2001」、総務省「社会生活基本調査報告」（平成13年）等より作成。
 2. 5歳未満（日本のみ6歳未満）の子のいる家庭の家事・育児時間（男女別）から算出。
 3. 日本以外の女性はフルタイム就業者、日本の女性は有業者のデータ、男性はいずれの国も総数のデータ（平均）。
 4. 韓国のデータは子の有無は分からない。

「配偶者暴力防止法」の一部改正法の成立について

7月5日、衆議院本会議において「配偶者からの

暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」(平成19年法律第113号)が全会一致で可決・成立し、7月11日に公布されました。(施行：平成20年1月11日)配偶者暴力防止法は議員立法により平成13年に制定されたもので、16年に一部改正され、今回も議員立法により改正が行われました。

改正のポイントは、①保護命令制度の拡充等(生命・身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令、電話・ファクシミリ・電子メール等を禁止する保護命令、被害者の親族等への接近禁止命令等)、②基本計画の策定を市町村の努力義務とすること、③市町村の適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることを努力義務とすることです。

詳細については、男女共同参画局のホームページ(<http://www.gender.go.jp/e-vaw/law/dv1907.html>)をご覧ください。

『ワーク・ライフ・バランス』推進の基本的方向」報告を公表

7月24日、男女共同参画会議「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会」は、ワーク・ライフ・バランスの意義・重要性や取組の大きな方向性について取りまとめた『ワーク・ライフ・バランス』推進の基本的方向」を公表しました。

同報告は、本年5月に公表した中間報告に対して一般から広く意見を募集し、頂いた御意見を踏まえて内容を深めたものです。

今後、同専門調査会においては、ワーク・ライフ・バランス社会の実現度指標の在り方や、企業等がワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットやコストの考え方などについて、引き続き調査・審議を行ってまいります。

特に、ワーク・ライフ・バランス社会の実現度指標に関しては、本年内を目途とするワーク・ライフ・バランス憲章や行動指針の策定に資するものとなるよう重点的に調査・審議する予定です。

本報告の詳細については、男女共同参画局のホームページを御覧ください。

<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/wlb/index-wlb1907.html>

APEC(アジア太平洋経済協力)女性関連会議「第12回女性指導者ネットワーク(WLN)会合」の開催

6月25日～27日、豪州ポートダグラスにて、APECにおける産業界、政府、学界、市民団体等の女性による非公式ネットワーク「女性指導者ネットワーク(WLN)」の年次会合が、400名強の女性(うち豪州国内から200名)の参加を得て開催されました。

会合では、「我々の地域の強化と持続可能な将来

の建設に向けて」を全体テーマに、基調講演や分科会が開催されました。日本からは、帯野久美子男女共同参画会議議員が「女性と能力強化」分科会に、平松昌子日本BPW連合会前会長が「女性とICT」分科会にそれぞれパネリストとして参加しました。

会合を通じて、①各国の地域女性の成功事例の共有の重要性や、②気候変動、貿易自由化や労働移動等の最新のグローバルな動向が女性に与える好影響・悪影響を理解し対応策を取ることの必要性、③ICTが女性のビジネスに与える好影響、④生涯学習を通じた女性の能力向上の重要性などが確認され、「提言」として、APEC貿易担当大臣会合に提出されました。

なお、本会合は毎年APEC開催国で開催されており、2010年には日本で開催される予定です。



男女共同参画局パンフレット「男女共同参画社会の実現を目指して」改訂版の作成

内閣府では、男女共同参画社会の形成の状況や、その実現に向けた政府の取組等を紹介するために、パンフレットを作成しています。

今回の改訂では、男女共同参画社会についてより分かりやすく説明するために、「男女共同参画社会のイメージ図」を加えました。また、我が国の男女共同参画社会の形成の状況が一目で分かるよう、様々な分野に関するグラフや図表を多く掲載しています。

このパンフレットは、男女共同参画局のホームページ(http://www.gender.go.jp/pamphlet/index_p.html)でもご覧いただけます。



法テラス・パンフレット『関係機関との連携に向けて』のご案内

日本司法支援センター(愛称：法テラス)のコールセンターや同地方事務所等には、平成18年10月の業務開始以降、「夫の暴力に悩んでいる」「ストーカー被害に遭っている」といったお問合せが多数寄せられており、地方公共団体の女性センターや男女共同参画センターなどの相談窓口をご紹介します。

また、法テラスでは、これらの窓口以外にも、全国で約24,000の相談窓口と連携を図っており、ケースによっては、これらの窓口から法テラスを紹介さ

れ、訪ねて来られる方も多数いらっしゃいます。

法テラスでは、相談窓口を設置している関係機関との密接な連携を更に広げていくことで、法的トラブルに遭われた方々に、より円滑で最適なサービスの提供ができるものと考えています。

このたび、全国の関係機関の皆様へ法テラスの活用方法などをご案内するパンフレット『関係機関との連携に向けて』を作成しましたので、パンフレットの送付を希望される場合は、法テラス本部総務課(TEL:050-3383-5333)宛ご連絡ください。



平成19年度「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」の実施

国立女性教育会館では、6月13日～15日の2泊3日で「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」を開催しました。女性関連施設の管理職53名、女性団体・グループ・NPO等のリーダー57名合計110名の参加を得て、男女共同参画社会の形成に向けた女性関連施設・団体の役割を認識し、地域の男女共同参画を積極的に推進するリーダーとして必要な知識、マネジメント能力、ネットワーク力を身につけるために、高度で専門的な研修を行いました。地域で男女共同参画を推進するために、女性関連施設管理職、団体リーダーとしてのエンパワーメント・団体間の連携・協力関係の構築を支援することを目的とし、「実践事例の重視」、「実態、調査分析に基づく課題の把握」、「課題を解決し、男女共同参画を推進する力量形成」、「人間関係力・ネットワーク力の向上」等の特徴としています。終了後、「各センターの課題がよく見え、解決の方法、手立て、工夫が明確になった」等の感想が寄せられ、満足度の高い研修となりました。



「神田理事長挨拶」

「配偶者からの暴力等に関する相談員研修」の実施について

国立女性教育会館では、平成19年7月18日～20日の2泊3日の日程で、「配偶者からの暴力等に関する相談員研修」を実施しました。北は北海道から南は沖縄より、全国の公私立の女性関連施設の相談員等の方々、107名が参加されました。

「配偶者からの暴力」の被害を受けた相談者への

支援について、男女共同参画推進の視点から、配偶者等からの暴力の構造や特質、被害にあわれている相談者の置かれている状況、相談を受ける際の留意点や適切な支援の方策などを学びました。

実践に役立つ研修内容とするため、プログラムの中には、参加者より事例を募り、そのケース検討を行ったり、日頃研修を受ける機会の少ない相談員の方々のために、スーパービジョン【注：臨床の場で、よりよいサービスができるために、担当者が専門家から受ける助言・指導】を体験したりと、参加型の学習を盛り込みました。更に全国各地から集まった相談員相互の情報交換や交流を深めることもでき、ネットワークづくりのよい機会となりました。

INFORMATION

みやぎパートナーズデー

「全国男女共同参画フォーラム2007inみやぎ」

開催日：平成19年10月12日(金)～13日(土)

開催場所：宮城県「大崎市岩出山文化会館」

テーマ：「はじめよう！ワーク・ライフ・バランス輝ける未来のために」

申し込み・問い合わせ先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

宮城県環境生活部男女共同参画推進課

電話：022-211-2568 FAX：022-211-2392

電子メール：danjyo@pref.miyagi.jp

(電話、郵送、ファックス、電子メールいずれも可)

平成19年度女子高校生夏の学校 ～科学・技術者のたまごたちへ～ の開催について



「女の子だってサイエンスしたい！」そんな熱い思いにこたえるイベントが今年も埼玉県嵐山町にある国立女性教育会館(NWEC)で開かれます。先端研究や身近な開発などにかかわる大学・企業的女性研究者・技術者が、女子高校生に理工系進学のために広がる多様な豊かな世界を伝えます。実験・実習活動や女子大学生によるクイズ大会、引率者と講師、実行委員との交流夕食会もあります。

主催は、文部科学省、国立女性教育会館、男女共同参画学協会連絡会、日本学術会議「科学と社会委員会科学力増進分科会」です。全国の女子高校生を対象に、平成19年8月16日(木)～18日(土)に行います。

会館HP <http://www.nwec.jp/>

電話：0493-62-6711 (事業課：深澤・久留田)

編集・発行：内閣府男女共同参画局

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

記事に関する問い合わせ先

TEL：03-5253-2111(代) FAX：03-3581-9566

発行日：偶数月の15日発行

インターネットホームページ <http://www.gender.go.jp/>